

新規狩猟免許(猟銃)取得者、新規ライフル銃所持許可者、ライフル銃射撃練習者への補助制度

【問合せ・申込み】

環境交通課

☎7733-6666

対象

- ①新たに第1種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証の交付を受ける人
- ②新たにライフル銃の所持許可証の交付を受ける人
- ③新潟県警指定の県外射撃場でライフル射撃練習をした人

※いずれも市の有害鳥獣捕獲への協力承諾が必要

補助対象経費

- ①健康診断料、射撃教習料、ハンター保険料
- ②健康診断料、射撃教習料、ハンター保険料
- ③交通費

※補助対象経費は令和2年度中のものに限る

補助金額

- ①②合計で1人54,000円が上限額
- ③県外射撃場までの交通費を補助

1往復につき5,000円、1人につき2往復まで10,000円

000円が上限額
※申請件数により減額する場合があります

障がい者差別解消法をご存知ですか

【問合せ】

福祉課 障がい福祉係

☎7733-6667

FAX 7733-6723

障がい者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月に施行されました。

対象となる人は

障がい者手帳を持つ人だけではなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいがあり、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。

「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

障がい者差別解消法では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」

を求めています。

不当な差別的取り扱いとは

正当な理由なく障がいがあるという理由だけでサービスを提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるような行為です。

具体例

- ・「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れてもらえない、アパートを貸してもらえないなど
- ・お店に入ろうとしたら、車いすを利用してという理由で断られた

「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の提供」

	国の行政機関・地方公共団体など	民間企業など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

合理的配慮とは

合理的配慮は、障がいのある人から「社会の中にある障壁を取り除くために何らかの

対応を必要としている」との意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応する配慮のことです。

具体例

- ・車いす利用者が、建物の入り口に段差があり進めない場合、可動式のスロープなどを使得って補助する
- ・意思を伝えあうために、絵や写真などのカード、タブレット端末などを使う
- ※福祉課窓口ではタブレット端末を設置しています。ご利用ください

介護保険料の算定・決定通知書の送付

【問合せ】

介護保険課 介護保険係

☎7733-6675

介護保険料の算定

保険料は、世帯状況や市民税の課税状況、平成31年1月1日～令和元年12月31日の公的年金収入額、所得金額から算定します。

納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

令和元年度の保険料を年金

天引きで納めていた人や、4月から年金天引きが始まる人が対象です。特別徴収には仮徴収と本徴収があります。

仮徴収（4月・6月・8月分）

前年度の保険料をもとに、仮算定した額で年金から天引きします。この措置は、納付回数を増やすことにより、1回当たりの納付額を低く抑えるために行います。

本徴収（10月・12月・令和3年2月分）

令和2年度保険料の決定額から、仮徴収の額を差し引いた額を、3回に分けて年金から天引きします。

普通徴収（納付書・口座振替）

65歳になつたばかりの人や転入したばかりの人、年金受給額が18万円未満の人など、年金天引きの要件に当てはまらない人が対象です。

保険料は6月～令和3年3月の10回に分けて納付していただきます。4月・5月の納付はありません。

介護保険料の通知書

令和2年度の介護保険料決定通知書は、6月にお送りします。